

入会に関する細則

第1条 会則第6条第2項に基づき、入会に関し必要な事項を定める。

第2条 本会の加入資格基準、会員資格取得に伴う義務と権利は、別表のとおりとする。

第3条 本会に入会しようとするときは、次の手続きによる。

- (1) 団体会員として入会しようとする図書館（室）は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、当該機関の長より会長宛に提出するものとする。
 - (2) 個人会員として入会しようとする個人は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入して会長宛に提出するものとする。
 - (3) 賛助会員として入会しようとする団体は、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、会長宛に提出するものとする。
- 2 前項の申し込みがあったときは、理事会において入会資格を審査し、決定する。
 - 3 前項の結果は、本人に通知するとともに、会員に周知しなければならない。

第4条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 ただし、細則施行日において現に会員であるものについては、この細則により入会が認められたものとみなす。
- 3 この細則は、平成18年4月22日から施行する。
- 4 この細則は、平成19年4月21日から施行する。
- 5 この細則は、平成24年4月21日から施行する。
- 6 この細則は、平成25年4月25日から施行する。
- 7 この細則は、2025年4月19日から施行する。

「入会に関する細則」別表（第2条関係）

会員の資格基準

事 項	団体会員	個人会員	賛助会員
種別	看護系大学・短期大学の図書館 看護学校（専修・専門等）の図書室 看護に関する教育・研究を行う 団体の図書館（室）及び臨床機関の図書館（室）	看護関係情報に関心を持ち、 本会の趣旨に賛同する個人	本会の事業を賛助する団体
会員となる主体	図書館（室）などの機関	個人	団体、もしくはその部署
申請者	機関の長	個人	上記の責任者
会費の出处	機関の経費	個人	上記の経費
運営・事業への参加	機関の長が認める範囲において参加できること。 機関の長が認める範囲において機関の所有物を提供できること。	本会が定める事業について、個人の可能な範囲で参加できること。 原則として機関の所有物を使用することはできない。	

会員の義務

項 目		団体会員	個人会員	賛助会員
会費	会費の納入	15, 000 円	5, 000 円	50, 000 円
運営	総会の参加	○	○	×
	役員の引受け	○	○	×
	総会会場の引受け	○	×	×
事業	委員会委員長及び委員の引受け	○	○	×
	文献相互利用への参加	○	×	×
	重複雑誌交換への情報提供	○	×	×
	実態調査への情報提供	○	△(可能会員のみ)	×
	研究会等事業開催時の会場引受け	○	×	×
	ホームページへの情報提供	○	△(可能会員のみ)	○(別に定める情報のみ)
	メーリングリストへの参加	○	○	×

会員の権利

項 目		団体会員	個人会員	賛助会員
運営	表決権	○（2 票）	○（1 票）	×
	総会への出席	○	○	○

事業	文献相互利用	○	△(受付館の対応による)	×
	重複雑誌交換参加	○	×	×
	研究会への参加	○	○	○
	機関誌の入手	○	○	○
	各出版物の会員価格適用	○	○	○